

○岡山市営住宅条例第36条第5項の規定に基づく市長が定める市営住宅の建替事業の実施について

平成10年1月27日

市告示第35号

改正 平成24年8月17日市告示第757号

(趣旨)

第1条 この告示は、岡山市営住宅条例(平成9年市条例第52号。以下「条例」という。)第36条第5項の規定に基づく市長が市営住宅の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象者 条例第7条の規定による入居の許可を受けている者で、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第37条第1項に規定する公営住宅建替事業(以下「法定建替事業」という。)の施行により移転するものをいう。
- (2) 対象住宅 法定建替事業により除却することとなった市営住宅をいう。
- (3) 建替住宅 法定建替事業により新たに建設した市営住宅をいう。
- (4) 仮住居 法定建替事業の施行のため、対象者が一時的に入居する住宅をいう。

(建替計画の通知)

第3条 市長は、法定建替事業の建替計画について国土交通大臣の承認を得たときは、対象者に対して、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。

- (1) 建替計画
- (2) 国土交通大臣の承認年月日
- (3) 移転期間

(対象住宅の明渡請求)

第4条 対象者が、前条の規定により定めた移転期間内に移転しない場合には、条例第36条の規定により明渡しを請求するものとする。

2 前項の規定による明渡しを請求する場合の明渡しの期限は、その明渡しを請求をする日の翌日から起算して3箇月を経過した日以降の日とする。

(仮住居の提供)

第5条 対象者に対しては、仮住居として市営住宅を提供することができる。この場合、対象者は仮住居使用申請書(様式第1号)を提出しなければならない。ただし、事前に仮住居借上届出書(様式第2号)を提出のうえ、移転期間内に民間住宅等を自ら賃借し、かつ、移転するときは、これを仮住居として使用させるものとする。

(仮住居の家賃等)

第6条 対象者が前条の規定により仮住居として市営住宅を使用する場合の家賃額は、原則として対象住宅の家賃額とする。ただし、仮住居として使用する市営住宅の家賃額が対象住宅の家賃額を下回る場合は、仮住居として使用する当該市営住宅の家賃額とする。また、仮住居として市営住宅を使用する場合の当該住宅の敷金は、原則として対象住宅の敷金をもって充てる。

2 前項の規定による期間は、仮住居へ入居した日から建替住宅へ再入居した日の前日又は再入居可能期間満了の日の前日のいずれか早い日までとする。ただし、第12条の規定に該当する場合には、同条に規定する期日までとする。

(仮住居の家賃助成等)

第7条 対象者が、仮住居として民間住宅等を使用する場合には、これに要する経費の一部を助成するものとする。助成期間は、前条第2項の規定を準用し、助成額、申請手続等については、岡山市営住宅建替事業等に伴う移転料等取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)に規定するところによる。

2 対象者が、仮住居として民間住宅を使用する場合には、住宅を借りるのに必要な資金を貸し付けることができる。貸付額、申請手続等については、岡山市営住宅建替事業に伴う民間住宅入居資金貸付要綱に規定するところによる。

(移転料の支給)

第8条 対象者が次に掲げる移転をする場合には、取扱要綱に基づき移転料を支給するものとする。

(1) 対象住宅から移転又は仮移転する場合

(2) 仮住居から建替住宅へ移転する場合

(再入居の申込通知)

第9条 対象者を建替住宅へ入居させようとする場合には、30日間の再入居申込期間を定め、その旨を通知するものとする。

(再入居の申込手続)

第10条 対象者は前条の規定により通知のあった場合には、再入居申込期間内に岡山市営住宅条例施行規則（平成9年市規則第129号）第25条に規定する建替住宅再入居申込書を提出しなければならない。

2 前項により再入居の申込みをしたときは、再入居申込期間満了の日から10日以内に条例第10条第1項の規定により市営住宅賃貸借契約書の提出及び敷金の納付をしなければならない。

(再入居可能期間)

第11条 前条により申込手続をした対象者に対して1週間以上の再入居可能期間を定め、その期間内に建替住宅へ入居すべき旨の通知をしなければならない。

(再入居の取消し)

第12条 対象者が仮住居に居住しながら正当な理由なくして、前3条に規定する期間内に所定の手続又は再入居をしない場合には、建替住宅へ再入居させないものとし、仮住居の使用許可も次に定める期日をもって取り消すものとする。

(1) 第9条に規定する期間内に再入居申込書を提出しない場合には、再入居申込期間満了後1月を経過した日

(2) 第10条第2項に規定する期間内に所定の手続をしない場合には、再入居申込期間満了後1月を経過した日

(3) 前条に定める期間内に建替住宅へ再入居しない場合には、再入居可能期間満了の日

(仮住居使用許可取消しの特例)

第13条 仮住居として市営住宅を使用している対象者が、所定の手続又は再入居を行わず、前条各号に定める期日までに当該市営住宅の継続使用を申し出た場合で、市長が市営住宅の建替事業の施行に支障がないと認めるときには、申請のあった日から当該市営

住宅の正規の入居者として許可し、家賃については条例第14条又は第30条若しくは第32条による金額を、敷金については条例第18条による金額を徴収するものとする。

(再入居しない者への措置)

第14条 市長は、第12条の規定により仮住居の使用許可を取り消した者に対しては、次に定める措置をとるものとする。

(1) 仮住居として市営住宅を使用している場合には、不正行為等による入居とみなし、条例第42条の規定により明渡請求するものとする。

(2) 仮住居として市営住宅以外の住宅を使用している場合には、家賃助成を打ち切り、他の市営住宅への特定入居も認めないものとする。

(建替住宅の家賃)

第15条 対象者に対する建替住宅の家賃は、建替住宅へ再入居した日又は再入居可能期間満了の日のいずれか早い日(以下「使用許可の日」という。)から5年間は、条例第39条の定めるところにより家賃を減額するものとし、使用許可の日がその月の1日の場合には当月から、2日以降の場合には翌月から起算するものとする。ただし、2日以降に再入居した場合の当月の家賃は当該家賃を日割計算した額とする。

2 前項の規定により算出した家賃額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

(建替住宅の敷金)

第16条 建替住宅の敷金は、対象住宅の敷金をもって充てる。

(準用)

第17条 法定建替事業の承認を受けないで行う市営住宅建替事業を施行する場合には、この告示の規定を準用するものとする。

2 第8条(第2号を除く。)の規定は、市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い、当該市営住宅の入居者を他の住宅へ移転させる場合(前項の事業に該当する場合を除く。)について準用するものとする。

(委任)

第18条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第15条の規定にかかわらず、この告示前になされた建替住宅の家賃の減額措置で、その減額期間が7年間であるものについては、当該期間が満了するまでの間は家賃を減額するものとする。

附 則 (平成12年市告示第560号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年市告示第584号)

この告示は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成24年市告示第657号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成24年市告示第757号)

この告示は、公布の日から施行し、平成24年度分の市営住宅の建替事業から適用する。

様式第1号(第5条関係)

# 仮住居使用申請書

年 月 日

岡山市長 様

住 所

氏 名



市営住宅立替事業施行に伴い現住宅除却のため、下記により仮住宅の使用を申請します。

## 記

1 使用する市営住宅

2 家族構成

氏 名	申請者との続柄	生年月日	氏 名	申請者との続柄	生年月日

3 使用する期間

年 月 日から新住宅へ再入居した日の前日(再入居可能期間満了の日の前日を限度)までとする。

4 旧 家 賃

円

様式第2号(第5条関係)

## 仮住居借上届出書

年 月 日

岡山市長 様

住 所

氏 名



市営住宅建替事業施行に伴い仮住居として民間住宅を下記により賃借したいので届出いたします。

記

1 仮住居の所在地

2 所有者 住 所  
氏 名

3 家 賃 月 額 円